

26 日 獣 発 第 243 号

平成 26 年 12 月 4 日

地方 獣 医 師 会 会 長 各 位

公益 社 団 法 人 日 本 獣 医 師 会

会 長 藏 内 勇 夫

(公 印 及 び 契 印 の 押 印 は 省 略)

薬 事 法 改 正 に 伴 う 畜 水 産 安 全 管 理 課 長 通 知 の 改 正 に つ い て

このことについて、平成 26 年 11 月 25 日 付 け 26 消 安 第 4174 号 を も っ て、農 林 水 産 省 消 費 ・ 安 全 局 畜 水 産 安 全 管 理 課 長 か ら 別 添 の と お り 通 知 が あ り ま し た。貴 会 関 係 者 に 周 知 方 よ ろ し く お 願 い い た し ま す。

この たび の 通 知 は、「薬 事 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律」(平 成 25 年 法 律 第 84 号)、「薬 事 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 の 施 行 に 伴 う 関 係 政 令 の 整 備 等 及 び 経 過 措 置 に 関 す る 政 令」(平 成 26 年 政 令 第 269 号)及 び「薬 事 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 及 び 薬 事 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 の 施 行 に 伴 う 関 係 政 令 の 整 備 及 び 経 過 措 置 に 関 す る 政 令 の 施 行 に 伴 う 関 係 省 令 の 整 備 等 に 関 す る 省 令」(平 成 26 年 農 林 水 産 省 令 第 58 号) の 施 行 に 伴 い、「畜 産 物 生 産 に お け る 動 物 用 抗 菌 性 物 質 製 剤 の 慎 重 使 用 に 関 す る 基 本 的 な 考 え 方 に つ い て」(平 成 25 年 12 月 24 日 25 消 安 第 4467 号 畜 水 産 安 全 管 理 課 長 通 知) を 改 正 さ れ た 旨 本 会 会 員 へ の 周 知 が 依 頼 さ れ た も の で す。

本 件 内 容 の 問 合 せ 先

公 益 社 団 法 人

日 本 獣 医 師 会 : 事 業 担 当 駒 田

TEL 03-3475-1601

26消安第4174号
平成26年11月25日

公益社団法人日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長

薬事法改正に伴う畜水産安全管理課長通知の改正について

「薬事法等の一部を改正する法律」（平成25年法律第84号）、「薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令」（平成26年政令第269号）及び「薬事法等の一部を改正する法律及び薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令」（平成26年農林水産省令第58号）が施行されます。

これを踏まえ、「畜産物生産における動物用抗菌性物質製剤の慎重使用に関する基本的な考え方について」（平成25年12月24日25消安第4467号畜水産安全管理課長通知）を別添のとおり改正しましたので、貴会会員への周知をお願いします。



「畜産物生産における動物用抗菌性物質製剤の慎重使用に関する基本的な考え方について」（平成25年12月24日付け25消安第4467号農林水産省消費・安全局畜水産安全課長通知）の一部改正新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改	正	後	現	行
<p>(別添) 畜産物生産における動物用抗菌性物質製剤の慎重使用に関する基本的な考え方</p> <p>はじめに、動物用抗菌性物質製剤(以下「抗菌剤」という。)は、家畜の健康を守り、安全な食品の安定生産を確保する上で重要な資材であるが、その使用による選択される薬剤耐性菌による人の医療や獣医療への影響のリスクも常に存在している。</p> <p>このため、我が国においては、抗菌剤に関する、食品安全委員会により薬剤耐性菌の食品を介した人の健康への影響に関するリスク評価が順次行われ、モニタリング強化等のリスク管理措置を講じてきているところである。</p> <p>抗菌剤の使用に関しては、OIEやCodex等の国際機関や多くの国で指針等が作成されている。OIEでは、陸生動物衛生規約として「獣医療における動物用抗菌剤の使用に関する慎重使用」が定められており、畜産物生産における業者、獣医師、生産者等の関係者がそれぞれの責任を果たすことにより「責任ある慎重使用」を進めているため、ガイドライン「抗菌性物質の最小化及び抑制のための実施規範」等を定めている。</p> <p>我が国においても、薬事法(昭和35年法律第145号)に基づく要指示薬性及び安性製品の確保や使用基準の設定等により、抗菌剤の使用を低減するに努め、抗菌剤の使用による薬剤耐性菌に係るリスクを低減する必要があるが、実際の使用現場においては獣医師及び生産者の果たす役割は特に重要である。</p> <p>以上のことから、この度、畜産分野において、抗菌剤を動物用医薬品として使用する際の獣医師及び生産者を中心とした責任ある慎重使用の徹底に関する基本的な考え方を取りまとめた。</p>	<p>(別添) 畜産物生産における動物用抗菌性物質製剤の慎重使用に関する基本的な考え方</p> <p>はじめに、動物用抗菌性物質製剤(以下「抗菌剤」という。)は、家畜の健康を守り、安全な食品の安定生産を確保する上で重要な資材であるが、その使用による選択される薬剤耐性菌による人の医療や獣医療への影響のリスクも常に存在している。</p> <p>このため、我が国においては、抗菌剤に関する、食品安全委員会により薬剤耐性菌の食品を介した人の健康への影響に関するリスク評価が順次行われ、モニタリング強化等のリスク管理措置を講じてきているところである。</p> <p>抗菌剤の使用に関しては、OIEやCodex等の国際機関や多くの国で指針等が作成されている。OIEでは、陸生動物衛生規約として「獣医療における動物用抗菌剤の使用に関する慎重使用」が定められており、畜産物生産における業者、獣医師、生産者等の関係者がそれぞれの責任を果たすことにより「責任ある慎重使用」を進めているため、ガイドライン「抗菌性物質の最小化及び抑制のための実施規範」等を定めている。</p> <p>我が国においても、薬事法(昭和35年法律第145号)に基づく要指示薬性及び安性製品の確保や使用基準の設定等により、抗菌剤の使用を低減するに努め、抗菌剤の使用による薬剤耐性菌に係るリスクを低減する必要があるが、実際の使用現場においては獣医師及び生産者の果たす役割は特に重要である。</p> <p>以上のことから、この度、畜産分野において、抗菌剤を動物用医薬品として使用する際の獣医師及び生産者を中心とした責任ある慎重使用の徹底に関する基本的な考え方を取りまとめた。</p>	<p>(別添) 畜産物生産における動物用抗菌性物質製剤の慎重使用に関する基本的な考え方</p> <p>はじめに、動物用抗菌性物質製剤(以下「抗菌剤」という。)は、家畜の健康を守り、安全な食品の安定生産を確保する上で重要な資材であるが、その使用による選択される薬剤耐性菌による人の医療や獣医療への影響のリスクも常に存在している。</p> <p>このため、我が国においては、抗菌剤に関する、食品安全委員会により薬剤耐性菌の食品を介した人の健康への影響に関するリスク評価が順次行われ、モニタリング強化等のリスク管理措置を講じてきているところである。</p> <p>抗菌剤の使用に関しては、OIEやCodex等の国際機関や多くの国で指針等が作成されている。OIEでは、陸生動物衛生規約として「獣医療における動物用抗菌剤の使用に関する慎重使用」が定められており、畜産物生産における業者、獣医師、生産者等の関係者がそれぞれの責任を果たすことにより「責任ある慎重使用」を進めているため、ガイドライン「抗菌性物質の最小化及び抑制のための実施規範」等を定めている。</p> <p>我が国においても、薬事法(昭和35年法律第145号)に基づく要指示薬性及び安性製品の確保や使用基準の設定等により、抗菌剤の使用を低減するに努め、抗菌剤の使用による薬剤耐性菌に係るリスクを低減する必要があるが、実際の使用現場においては獣医師及び生産者の果たす役割は特に重要である。</p> <p>以上のことから、この度、畜産分野において、抗菌剤を動物用医薬品として使用する際の獣医師及び生産者を中心とした責任ある慎重使用の徹底に関する基本的な考え方を取りまとめた。</p>		